

第1回総会議事録（R7年1月）

都城市農業委員会

1 日 時 令和7年1月30日 午前9時30分～

2 場 所 中央公民館 大会議室

3 委 員

出	1 徳益 吉明	出	2 柿並 マリ子	出	3 有川 はつ子	出	4 馬渡 広二
出	5 山中 美代子	出	6 重富 保(代理)	出	7 長谷場 平	出	8 蒲生 敏朗
出	9 坂上 和秋(会長)	出	10 永田 勇作	出	11 松枝 みどり	出	12 松山 忠雄
出	13 川内 幸洋	出	14 田中 加代子	出	15 紺家 知征	出	16 永野 一美
出	17 井窪 浩一	出	18 七日市 昌子	出	19 田中 操	出	20 乙守 賢次
出	21 藤森 和代	出	23 福田 安昭	出	24 中島 学		

4 事 務 局

局 長 馬場 俊彦	次 長 鶴村 勇一
主 幹 児玉 竜二	副 主 幹 畝原 秀嗣
主 事 畑中 友紀乃	主任主事 音山 眞希子
主任主事 西山 竜貴	副 主 幹 齊藤 千鶴 (山之口総合支所)
副 主 幹 山下 俊哉 (高城総合支所)	副 主 幹 山波 幸二 (山田総合支所)
主 事 溝口 漱 (高崎総合支所)	

5 付議案件

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 令和7年度標準農作業料金及び賃金表の決定について

議案第2号 非農地証明について

議案第3号 農地利用状況調査等の結果に伴う非農地判断について

議案第5号 農地法第5条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について

議案第6号 農地法第3条許可申請による農業委員会の許可決定について

議案第7号 農地法第4条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について

議案第8号 農地法第5条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について

議案第9号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農業委員会の決定について

議案第10号 農用地利用集積等促進計画の意見決定について (中間管理事業)

第1回総会議事録

議長 ただ今より令和7年の第1回総会を開催いたします。本日は23名中全員の出席となっています。議事録署名人を私から指名させていただきます。24番委員と2番委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、審議に移ります。本日は報告案件1件と議案10件となっています。まず報告案件についてです。報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について事務局の説明をお願いします。

事務局 ご報告いたします。報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてですが、議案書は1ページから30ページまでとなります。内容につきましては、今月は57件の通知で、123,501.00㎡の内容となっています。説明は以上です。

議長 ただいま報告案件の説明が終わりましたが、何かご質問はございませんか。

全委員 無し（の声あり）

議長 無いようですので、報告第1号につきましては、報告どおり承認するものといたします。続きまして、議案審議に入ります。最初に議案第1号令和7年度標準農作業料金及び賃金表の決定についてを議題といたします。議案に対する説明をお願いします。

事務局担当 議案第1号令和7年度標準農作業料金及び賃金表の決定についてご説明いたします。議案書の31ページを御覧ください。

昨年12月2日に普及センター、農協、三股町及び関係機関で構成する都城北諸地域農作業料金設定担当者会において令和7年度標準農作業料金及び賃金表について協議を行いました。

今年の特筆すべき状況としまして、1リットル当たりの石油価格がガソリン、軽油ともにわずかに増加したこと、米の仮渡金が前年比約2倍高騰したこと等ありましたが、普及センター、農協担当者からは、「米仮渡金が来年度以降も高騰し続けるとは考えにくく、今回の状況を単に作業料金に落とし込む必要はない、一時的な増減ではなく、これまでの情勢を見て判断する必要がある」との意見がありました。

また昨年、令和6年度の標準料金について、消費税改定以外において10年振りに価格引き上げをしていることから、今年度においては価格据え置き案となっております。

農作業労務費については宮崎県労働局の定める宮崎県最低賃金を採用していますので、55円増の952円になっています。

なお、一般畑作業については、従来から「アグリセンター都城」の料金を採用していますので、3月末頃に決定するその金額に書き換えることになります。

以上、ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 説明が終了しましたので、ここでご質問をお受けいたします。何かございませんか。

全委員 無し（の声あり）

議長 無いようですので採決に入ります。議案第1号令和7年度標準農作業料金及び賃金表の決定について、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全委員 （全委員挙手）

議長 全委員挙手でございます。議案第1号については、同意することに決定いたしました。

続きまして、議案第2号非農地証明についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第2号非農地証明についてでございます。議案書は32ページになります。今月は3件の申請がございまして、5,573.00㎡の内容となっております。この調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの1ページに記載してございます。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入りますが、只今の件について何かご質問のある方はございませんか。

全委員 無し（の声あり）

議長 無いようですので採決いたします。議案第2号の非農地証明について、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全委員 （全委員挙手）

議長 全委員挙手ですので、議案第2号については全て承認するものと決定いたしました。

次に議案第3号農地利用状況調査等の結果に伴う非農地判断についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第3号農地利用状況調査等の結果に伴う非農地判断についてでございます。議案書は33ページから51ページになります。今回は170件、217筆の200,366.55㎡の案件について、非農地かどうかの判断を求めるものでございます。

最終確認につきましては、51ページ下段の表のとおり山田地区の担当委員に最終確認をしていただいたところです。各委員とも、いずれも山林原野化していて、今後も農地としての利用は見込めないだろうとの判断でございましたので、この217筆を非農地として判断してよろしいかお伺いするものです。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。何かご質問はございませんか。

全委員 無し（の声あり）

議長 無いようですので採決に入ります。議案第3号農地利用状況調査等の結果に伴う非農地判断について、ご同意いただける方の挙手をお願いします。

全委員 （全委員挙手）

議長 全委員挙手でございます。よって、議案第3号については、非農地とすることに決定いたしました。

次に議案第4号農地法第2条による農地所有適格法人適格要件届出についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 すみません。今回の正誤表に上げているのですが、農地法第2条による農地所有適格法人要件届出については、1月27日付けで申請の取り下げがございました。そのため、今回の議案の審議にはかけない形でさせていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

議長 失礼しました。ただいま説明がございましたように、この案件は、取り下げがございましたので、この案件についてはなかったものといたします。

次に議案第5号農地法第5条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第5号農地法第5条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてでございます。議案書は53ページから54ページになります。今月は3件の申請がございまして、11,585.19㎡の内容となっております。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの2ページに記載してあります。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問があればお願いします。何かございませんか。

全 委 員 無し（の声あり）

議 長 無いようですので採決に入ります。議案第 5 号農地法第 5 条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全 委 員 （全委員挙手）

議 長 全委員挙手ですので、議案第 5 号については許可相当と決定いたしました。
次に議案第 6 号農地法第 3 条許可申請による農業委員会の許可決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第 6 号農地法第 3 条許可申請による農業委員会の許可決定についてでございますが、議案書は 55 ページから 61 ページになります。今月は、正誤表にありますとおり 1 件の取下げがありましたので、25 件の申請となりまして、52,326.00 m²の内容となっています。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの 3 ページから 5 ページに記載してございます。いずれも農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないと判断しております。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 ここでお諮りいたします。案件 7 番につきましては、4 番委員が当事者となり、案件 20 番につきましては、10 番委員が当事者の代理人となりますので他と分けて審議したいと思っております。まず、7 番及び 20 番を除く案件について審議いたします。何かご質問のある方はございませんか。

全 委 員 無し（の声あり）

議 長 無いようですので採決いたします。議案第 6 号の案件 7 番及び 20 番を除く案件について、許可決定に、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全 委 員 （全委員挙手）

議 長 全委員挙手ですので、議案第 6 号の案件 7 番及び 20 番を除く案件はすべて許可するものと決定いたしました。それでは、まず、4 番委員の退室をお願いします。

4 番 委員 （退室）

議 長 それでは、議案第 6 号の案件 7 番について審議いたします。何かご質問のある方はございませんか。

全 委 員 無し（の声あり）

議 長 特に無いようですので採決いたします。議案第 6 号の案件 7 番について、許可決定にご同意いただける方は挙手をお願いします。

全 委 員 （全委員挙手）

議 長 全委員挙手ですので、議案第 6 号の案件 7 番については許可するものと決定いたしました。それでは、4 番委員の入室をお願いします。

4 番 委員 （入室）

議 長 続きまして、10 番委員の退室をお願いします。

10 番 委員 （退室）

議 長 それでは、議案第 6 号の案件 20 番について審議いたします。何かご質問のある方はございませんか。

全 委 員 無し（の声あり）

議 長 特に無いようですので採決いたします。議案第 6 号の案件 20 番について、許可決定にご同意いただける方は挙手をお願いします。

- 全 委 員 (全委員挙手)
議 長 全委員挙手ですので、議案第 6 号の案件 20 番は許可するものと決定いたしました。それでは、10 番委員の入室をお願いします。
- 10 番 委員 (入室)
議 長 続きまして、議案第 7 号農地法第 4 条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 議案第 7 号農地法第 4 条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてですが、議案書は 62 ページから 63 ページになります。今月は 6 件の申請がございまして、5,171.00 m²の内容となっています。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの 6 ページに記載のとおりです。ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議 長 説明が終わりましたので、この議案についてご質問をお受けしますが、何かございせんか。
- 全 委 員 無し (の声あり)
議 長 特に無いようですので採決いたします。議案第 7 号について、意見決定及び許可決定に、ご同意いただける方は挙手をお願いします。
- 全 委 員 (全委員挙手)
議 長 全委員挙手でございます。よって、議案第 7 号はすべて許可相当と決定いたしました。次に議案第 8 号農地法第 5 条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてを議題とします。議案に対する事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 議案第 8 号農地法第 5 条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてですが、議案書は 64 ページから 72 ページになります。今月は、28 件の申請で、22,077.97 m²の内容となっています。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの 7 ページから 11 ページに記載してございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議 長 説明が終わりましたので、この議案についてご質問をお受けしますが、何かございせんか。
- 全 委 員 無し (の声あり)
議 長 特に無いようですので採決いたします。議案第 8 号について、意見決定及び許可決定に、ご同意いただける方は挙手をお願いします。
- 全 委 員 (全委員挙手)
議 長 全委員挙手でございます。よって、議案第 8 号はすべて許可相当と決定いたしました。次に、議案第 9 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農業委員会の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 議案第 9 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農業委員会の決定についてでございますが、議案書は 73 ページから 100 ページになります。
- まず所有権移転ですが、今月は 31 件の申請がございまして、65,802.00 m²の内容となっています。
- 利用権設定につきましては、22 件の申請がございまして、76,330.00 m²の内容となっています。この公告につきましては、本日 1 月 30 日付けを予定しております。ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議 長 説明が終りましたので、質疑に入ります。只今の件について何かございせんか。

- 全 委 員 無し（の声あり）
- 議 長 無いようですので採決に入ります。議案第9号について、承認される方は挙手をお願いします。
- 全 委 員 （全委員挙手）
- 議 長 全委員挙手でございます。よって、議案第9号については原案どおり承認されました。
次に議案第10号農用地利用集積等促進計画の意見決定について（中間管理事業）を議題とします。事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 議案第10号農用地利用集積等促進計画の意見決定について（中間管理事業）でございます。議案書は101ページから127ページになります。今月は、71件の申請で206,150.00㎡の内容となっています。なお、公告につきましては、3月1日付けで県の方ですることになります。以上でございます。
- 議 長 説明が終わりましたが、この件について、何かご質問はありませんか。
- 全 委 員 無し（の声あり）
- 議 長 特に無いようですので採決いたします。議案第10号について、承認される方は挙手をお願いします。
- 全 委 員 （全委員挙手）
- 議 長 全委員挙手でございます。よって、議案第10号につきましては原案どおり承認されました。
これで本日予定していた議案審議はすべて承認するというところで終わりました。他に皆さんの方から審議内容について何かございませんか。
- 1 番 委員 はい。今、個人、法人等に農地が集積されていていっているのですが、この人たちが持っている中で飛び地が、例えば10アールだけずっと自作地よりも離れたところにある農地を、他の若手の農業者の方が借りたいといったときに、この個人・法人は、中間管理機構に一旦預けて、それをまた自分で借りているようにしているんですけども、その飛び地を人に貸したら何らかの補助金とか、これからの個人・法人の農業経営上マイナスになることはあるのかといったところを教えていただけないでしょうか。
- 事務局担当 はい。補助金についてですが、農地中間管理機構や農業委員会から補助金を出しているというのは現在なく、農政課、農村整備課などから何らかの補助金を出されているのかと思います。まずは各課に問い合わせいただき、解約することで不利益があるかどうかというのは、そこで判断していただけたらと思います。
また、今回AtoAの解約ということだと思うのですが、AtoAの解約はもちろんできます。次の方に引き継ぐ場合のやり方が2つございまして、1つは耕作者の変更。耕作者だけを解約して変更します。こちらは耕作者が現在の耕作者と変わるだけにはなるのですが、今までの契約全て丸ごと引き継ぎを行いますので、例えば、お金であるとか、残りの期間であるとかも丸ごと引き継ぐような形になります。AtoAの場合だと、ほとんど使用貸借ゼロ円での契約となっていると思いますので特に注意していただいて、使用貸借でいいということでしたら、それでもいいのですが、以前のを引き継がないというのでありましたら、もう一つのやり方、通常通り、耕作者、地権者両方とも解約して新たに契約を結び直すというやり方での処理になります。
- 議 長 そのような説明でしたがどうでしょうか
- 1 番 委員 個人・法人が自己所有地を他の人に貸したときに、何にも悪影響がないのだろうかというのを聞かれているのです。
- 事務局担当 悪影響というのは、補助金がこれからもらえなくなるといったことでよろしいでしょう

か。

1 番 委員 はい。

事務局担当 その補助金に関しては、農業委員会の方で審査をしておりますので、ちょっとお答えしかねます。例えば、集積協力金といったものがございまして、農政課の方で中間管理機構で貸し出しを行って補助金をもらうというのをやっていたのですが、その事業では解約すると補助金を返還しなくてははいけません。ただそれはもらったお金を返すだけなのでプラスマイナスゼロとも言えるので、不利益になるようなことはないと言えると思います。まずは、補助金をもらったところに相談していただけたらと思います。

1 番 委員 今のは、他人の土地を集約した時の話であって、私は個人自体が持っている土地のことを言っているのですが。

事務局 すみません、おそらく今担当が話しているのは、その補助金の要件が何かがないとちょっとご説明できないのかなと。その方の農地がどのぐらいあって、飛び地がどうあって、今受けられている補助金はどういったものを受けられているといったそういう条件を聞きながら、もし土地を第三者にお貸ししたときに、今受けている補助金に何か影響があるのかというお尋ねがないと、補助金もたくさんありますし、また私達も全てを把握しているわけではないので、そこを調べたうえで個別にご相談いただけたらと思っております。

1 番 委員 結局、個別で相談していくという、結果的にはそういう結論でいいわけですね。

事務局 はい。よろしくお願いします。

議長 他に何かございませんか。

4 番 委員 はい。突然なのですが、組合員資格得喪通知書というのは皆さんご存知ですよね。この通知書を土地改良区に出していなくて、今、3条資格者の確認を取った時に非常に相続で難儀しているのがいっぱいいます。隣にいる3番委員の旦那さんは沖水川筋土地改良区の理事長をされているのですが、神之山地区が終わって今その下流側には場整備を新たに企画するというのを立ち上げようというのですが、非常にこの3条資格者のそういった戸籍上のものなどがうまくいっていない。要するにこういったものを確実に土地改良区の事務局に届出するといったことを、推進委員、農業委員、応援しましょうよということをこれから私は言うところです。通知書と言いますけど、ある推進委員にこの通知書の話をしたら、そんなものは見たことがない、土地改良区がどこにあるのかも知らないという人が一定程度いるのです。組合員資格得喪通知書というのは、例えば所有権移転、財産相続といういろんなものがあるのですが、そういう許可書をもって、そして然るべきそういったものを届けてるんですけど、それを怠っているおかげで、土地改良区の方にも通知が来ない、賦課金も積もり積もってどこに請求していいかも分からないというのが実際あります。私は今三股町のエリアで、勝岡、山新、沖水川筋土地改良区と三つの土地改良区で関係しているんですけど、そちらの事務員が高齢になって入れ替わったりで、今までの引き継ぎ含めて、そういうところがうまくいっていない。であれば、私がこの得喪通知書をどうしたらいいのかっていったところですが、私が実際にやっていることは、あっせんの時に、目の前に渡し人と受け人がおられる、印鑑も持っているわけで、必ずそこでこれを書いてくださいと言って書いてもらって、必ずお宅のこの水源はどこの土地改良区だから出してくださいというのを言うように努めています。これで少しは改善されるのではないかなと思っています。それと農業委員会の事務局にもお願いなのですが、例えば許可書が出たら、確実に土地改良区の方に届出してくださいねという一言を付け加えれば、忘れることもないし、そういった手続きができるのではないかと私は思っております。以上です。

1 番 委員 今の仕事はですね、これは土地改良区自身の仕事です。例えば田んぼを売ったときに組

合員資格がなくなる、そのときには土地を持っていた人、それから新しく耕作者になった人、その方々が結局すべき仕事で、私は横市土地改良区なのですが、ここでは理事会のときに、変更があったときには組合員資格の変更をしてくださいねと、しょっちゅう言っています。結局、今の仕事は土地改良区の仕事で、農業委員会の仕事ではありません。もうこれははっきりしています。現実はそのことです。

4 番 委員 1 番委員のおっしゃるのは、もっともだとみんなそう言うでしょう。でも現実はそのではないのです。土地改良区は葉書きや、定期的にこういう移動があった、所有権移転があったときは必ず届けてくださいねという文書を毎年出しています。でもそれでも怠っていて、だから賦課金徴収のときに回ったりとかで、事あるごとに、これは親父さんの名前のままですねとか、そういったことで後押ししてやらないと、所有権移転がうまくやれていないのが実情です。土地改良区の仕事だと言われても、今さっき言ったように事務員は、文書は流すのかも知れないけど、右も左も分からないといったところで、そういったことに対する助言は一切ないのが実情です。だから事あるごとにそういうことを言った方がいいんじゃないかということで私は今、意見として言わせていただいたところです。以上です。

1 番 委員 それは大体、総代会制になっていまして、今度はそれぞれの地区に担当理事というのがあります。理事会等のときに必ずそういうことをやっていなかったというところが出ています。結局、今おっしゃったことは農業委員会でも少しでもそういう業務の中で、そういうことを言ってくださいってというような理解はできますけれども、土地改良区自身がしなければいけない、仕事を怠っていたというのは結論です。

議 長 よろしいですかね。結局、4 番委員はそういうことが現実だということを報告されたわけですね。1 番委員はそれは土地改良区の仕事だと言われるのですけれども、それ以上に農業委員会も3条とか4条とかいったときには報告するとか、またそういうことも必要ではないかということ言われたわけですね。
この件についてはもうそれはよろしいですかね。
他に何かございませんか。

全 委 員 無し（の声あり）

議 長 無ければ、これで第1回の総会を終了したいと思います。

令和7年 月 日

議事録署名委員

24 番委員

2 番委員

作成者 鶴村 勇一